

# 令和2年度仙台いのち支えるLINE相談業務【12月～1月】委託に係る 公募型プロポーザル募集要項

## 1 目的

本要項は、仙台市が実施する仙台いのち支えるLINE相談業務（SNSを活用した若年者向け相談業務）【12月～1月】を受託する事業者を、公募型プロポーザル方式（以下「プロポーザル」という。）により選定するにあたり、必要となる事項を定めるものである。

## 2 業務の名称及び概要

### (1) 業務委託件名

令和2年度仙台いのち支えるLINE相談業務【12月～1月】

### (2) 業務内容（詳細は「令和2年度仙台いのち支えるLINE相談業務【12月～1月】仕様書（案）」（以下、「別紙仕様書（案）」とする）を参照）

- ア 委託業務時間内のSNS相談
- イ SNS相談内容の記録及び報告業務
- ウ 緊急対応が必要な相談内容の連絡業務
- エ その他必要と認められる業務

### (3) 履行期間

契約締結の日から令和3年1月20日（水）まで

- ア 開設準備期間 契約締結の日から令和2年12月20日（日）まで
- イ 運用期間 令和2年12月21日（月）から令和3年1月20日（水）まで

### (4) 業務委託予定金額（上限額）

金5,398,000円（消費税及び地方消費税を含む）

### (5) 担当

仙台市健康福祉局障害福祉部障害者支援課障害保健係仙台いのち支えるLINE相談業務担当  
所在地：〒980-8671 仙台市青葉区国分町3丁目7番1号  
電話：022-214-8165  
FAX：022-223-3573  
電子メールアドレス：fuk005040@city.sendai.jp

## 3 参加資格要件

本プロポーザルに参加できる者は、民間企業、NPO法人、その他の法人又は法人以外の団体等であって次の（1）から（4）のすべての要件を満たす者とする。

- (1) 委託事業の目的を的確に遂行するに足る能力を有する者。
- (2) 仙台市競争入札参加資格者名簿に登録されている者又は次のア～カをすべて満たす者。
  - ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号の規定に該当しない者
  - イ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き開始前の申立中又は更生手続き中でない者
  - ウ 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き開始の申立中又は再生手続き中でない者

者

エ 有資格者に対する指名停止要綱（昭和60年10月29日市長決裁）第2条第1項の規定による指名の停止を受けていない者

オ 仙台市入札契約暴力団等排除要綱（平成20年10月31日市長決裁）別表に掲げる要件に該当しない者

カ 仙台市税を滞納していない者（又は、現在の主たる事業所所在市町村税を滞納していない者）

(3) 本件と同種の業務又は電子メール、チャット、SNS等を活用した相談対応業務を実施した実績を有する者。

(4) 仙台市個人情報セキュリティ研修を受講している者（未受講の者にあつては、令和2年9月29日（火）又は10月21日（水）に受講する者）。

#### 4 参加表明書の提出

本プロポーザルに参加を予定する場合は「参加表明書（様式第1号）」を下記のとおり提出すること。

(1) 提出期限 令和2年9月7日（月）午後5時まで（必着）

(2) 提出方法

- ・「参加表明書（様式第1号）」に必要事項を記入のうえ、FAX又は電子メールにより提出すること。
- ・電子メールによる提出の場合には、電子メールの件名の最初に「令和2年度仙台いのち支えるLINE相談業務への参加表明」と明記すること。
- ・参加表明書を提出した際には、必ず電話で障害者支援課に着信の確認をすること。

(3) 提出先 「2 業務の名称及び概要 (5) 担当」のとおり。

#### 5 質問受付及び回答

(1) 受付期限 令和2年9月7日（月）午後5時まで（必着）

(2) 受付方法

- ・本プロポーザルに関する質問を、「質問書（様式第2号）」へ記入のうえ、FAX又は電子メールにより提出すること。電話、持参、口頭等による質問は受け付けない。
- ・電子メールによる提出の場合には、電子メールの件名の最初に「令和2年度仙台いのち支えるLINE相談業務への質問」と明記すること。
- ・質問を提出した際には、必ず電話で障害者支援課に着信の確認をすること。

(3) 提出先 「2 業務の名称及び概要 (5) 担当」のとおり。

(4) 回答方法

- ・令和2年9月9日（水）までに、質問者に個別に回答するほか、必要に応じて市ホームページに回答を掲載する。

#### 6 企画提案書等の提出

(1) 提出期限 令和2年9月23日（水）午後5時まで（必着）

(2) 提出書類

次の書類をセットにして提出すること。

① 必須書類

ア 企画提案書（様式は任意）（15部）

別紙仕様書（案）を踏まえ、具体的かつ簡潔に次の（ア）～（ク）について記載すること。

（ア）提案の基本的な考え方

本業務の実施に関する基本的な考え方について記載

（イ）業務実施体制

責任者氏名及び職務経歴，人員配置・実施体制，実施場所，システム，情報セキュリティ体制（情報セキュリティの認証（プライバシーマークや国際規格「ISO/IEC 27001」など）取得の有無）などを記載（再委託先がある場合には，再委託先の概要，再委託する内容，再委託先の情報セキュリティ体制など必要な情報を記載）

（ウ）相談対応の方法

相談対応の流れ，相談内容に応じて，実際の相談窓口につなげるための工夫，複数の相談があった場合の対応について記載

（エ）緊急事案及びトラブルへの対応

想定されるリスク及び緊急事態に対応するための体制等を記載

（オ）相談対応に当たる相談員の研修計画

SNSを活用した相談技法の向上を図るための研修や，本市における専門相談機関や支援情報（新型コロナウイルス感染症を背景とした困りごとや悩みに対応したものを含む）に関する研修についての計画を記載。

（カ）報告書

友だち登録者数や相談件数の推移，相談内容，相談者の類型などをまとめた報告書のイメージを記載

（キ）業務スケジュール

事業の実施に向けた業務スケジュールについて記載

（ク）その他，新たな提案に関すること

業務の実施にあたり実績ほか，独自の提案があれば記載

イ 概算見積書（様式は任意）（15部）

別紙仕様書（案）を踏まえ，委託料に係るすべての経費（消費税及び地方消費税相当額を含む）を記載。

ウ 受託事業実績調書（様式第3号）

エ 一般財団法人日本情報経済社会推進協会（JIPDEC）認定によるプライバシーマークや情報セキュリティマネジメントシステムの国際規格「ISO/IEC 27001」の認証など情報セキュリティの認証等を取得している場合はそれを証する書類（再委託予定事業者において取得している場合にも提出すること）

オ 企画提案書説明用CD又はDVD（以下，「説明用DVD等」とする）（7枚）

アの企画提案書の内容を動画にて説明するためのCD又はDVD。1枚を正本とし，6枚を副本とする。

② 仙台市競争入札参加資格者名簿に登録されていない場合に提出する書類

ア 暴力団排除に係る誓約書（様式第4号）

イ 市税の滞納がないことの証明書又は現在の主たる事業所所在地の市町村税（特別区にあっては都税）の滞納がないことの証明書

※令和2年8月1日以降に交付を受けたものに限る。

※新型コロナウイルス感染症の影響等により特例猶予に基づく制度の適用を受けている場合は、その旨が確認できる「納税証明書」や「納税の猶予許可通知書」、又はそれに準ずる資料を添付のこと。

(3) 提出方法 郵送・宅配

- ・書留郵便等配達記録が残る方法により送付すること（直接持参による方法は認めない）。なお、事故等による未着について本市では責任を負わない。

(4) 提出先 「2 業務の名称及び概要 (5) 担当」のとおり。

(5) 提出に係る留意点

① 全般的な事項について

- ・作成及び提出等に要する経費は、提出者の負担とする。
- ・提出期限後の提出及び再提出は認めない。本市が求めた場合のみ追加資料の提出を認める。
- ・企画提案書等に虚偽の記載をした場合は、当該提案書等を無効とするとともに、虚偽の記載を行ったものに対して指名停止を行うことがある。
- ・提出された企画提案書等は返却しない。
- ・企画提案書等に使用する言語は日本語とする。

② 企画提案書について

- ・様式は任意とするが、規格はA4判（縦書き・横書きは不問）、原則両面印刷で作成すること（A3判の折り込みは可とする）。
- ・フォントの指定はしないが、見やすさに配慮すること。なお、サイズは原則10ポイント以上で作成すること（図表・注釈等で対応が困難なものを除く）。
- ・ページ数の上限は設定しないが、提案意図を明確に伝えることができる適切な量にまとめること。

③ 概算見積書について

- ・様式は任意とするが、規格はA4判（縦書き・横書きは不問）とし、提案した内容で業務を行う前提で見積もり、積算根拠の具体的かつ詳細な内訳を示すこと（消費税及び地方消費税を含む）。

④ 説明用DVD等について

- ・企画提案書等を説明するための動画は、Windows Media Player12で再生可能な動画データで、CD又はDVDに記録（15分以内）すること。また、映像内容は、説明用スライドとアナウンスは必須とする。説明者を映像に映し出す場合は、投影されるスライド画面を遮らないように立ち、提案説明者の顔や表情が見える大きさと撮影すること。

(6) 参加資格審査結果の通知

- ・企画提案書等の受付後、本市において参加資格の審査を行い、結果を9月28日（月）までに参加表明書記載の担当者あてに通知する。

## 7 受託候補者の選定について

本要項3の参加資格を満たす者から、以下により、受託候補者を選定する。

### (1) 審査

受託候補者の選定を目的として設置した令和2年度仙台いのち支えるLINE相談業務【12月～1月】業務受託候補者選定委員会（以下、「選定委員会」という。）において、以下の審査基準を基にした提出書類による審査及び説明用DVD等の上映による審査を行う。

※ 新型コロナウイルス感染症の感染リスクを踏まえ、対面形式のプレゼンテーション及びヒアリングは実施しない。

### (2) 審査項目（詳細は別紙令和2年度仙台いのち支えるLINE相談業務【12月～1月】委託審査基準を参照）及び配点

審査項目及び配点（合計100点）は次のとおりとする。

- ① 事業の趣旨、目的に合った効果的な企画であるか。（45点）
- ② 業務を円滑に実施することができる体制となっているか。（25点）
- ③ 事業の実施に向けた業務スケジュールは適切か。（10点）
- ④ 個人情報の取扱いは適切に管理されているか。（10点）
- ⑤ 見積金額は企画提案内容に対して適切か。（10点）

### (3) 提出書類及び説明用DVD等による審査の実施

- ① 実施日時 令和2年10月14日（水）
- ② 実施場所 仙台市役所会議室
- ③ 内容

本要項6で提出した企画提案書及び説明用DVD等（80インチ程度のスクリーンに上映）をもとに審査を行う。

#### ④ 審査

提出書類及び説明用DVD等に基づき選定委員会において審査し、全委員の評価点の合計が300点以上の者で、評価点の合計が最も高く、最も優れた業務運営能力を有すると認められる者を受託候補者として選定する。評価点の合計が最も高い者が複数いる場合は、「令和2年度仙台いのち支えるLINE相談業務【12月～1月】委託審査基準」の審査項目①の評価点の合計が最も高い者を受託候補者とする。

#### ⑥ その他

ア 審査は企画提案書の提出順で実施する。

イ 選定委員会に先立ち、参加表明書記載の担当者メールアドレス宛てで、企画提案書の内容等に関する照会や追加の書類を求めることがある。担当者は本市が別途指示する期日までに照会の内容について回答すること。

ウ 選定委員会における審査の際に、参加表明書記載の担当者連絡先に、企画提案書の内容等について電話にて問い合わせをすることがある。担当者は本市が別途指定する日時において、問い合わせに対応できる体制を整えておくこと。

※ 日時については別途個別に案内する。

#### (4) 受託候補者の決定通知

選定結果についてすべての提出者に対して書面にて通知する（令和2年10月15日（木）を予定）。

### 8 契約

採用事業者とは、内容を別途協議の上、契約を締結する。契約内容等については、協議の中で、企画提案書等の内容から変更・修正する場合がある。

### 9 その他留意事項

(1) 提出する案は、参加事業者1社につき1案とする。

(2) 次に掲げる場合については提案を無効とする。

①所定の日時まで所定の提出先に提出すべき書類を提出しなかった場合

②本プロポーザルに関する条件、あらかじめ指示した事項等に違反した場合

(3) 本プロポーザル参加に要する全ての費用は、参加者負担とする。

(4) 参加申込後に辞退する場合は、辞退届を提出すること。（様式は任意）

(5) 受託者は、受託業務を実施するにあたり、業務上知り得た秘密を他に漏らし、又は利益のために利用することはできない。また、委託業務終了後も同様とする。

(6) 業務委託により作成した成果物及び当該成果物に係る著作権は、市に帰属するものとする。

### 10 スケジュール

(1) 質問書及び参加表明書受付期限 令和2年9月7日（月）午後5時

(2) 質問の回答期限 令和2年9月9日（水）

(3) 企画提案書提出期限 令和2年9月23日（水）午後5時

(4) 参加資格審査結果通知期限 令和2年9月28日（月）まで

(5) 選定委員会 令和2年10月14日（水）

(6) 審査結果通知 令和2年10月15日（木）予定